

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により函館市  
行政不服審査会への諮問を要しない場合の審査請求につい  
て

下記に該当する場合の審査請求については、行政不服審査法（平成26  
年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により函館市行政不服審  
査会への諮問を要しないものとする。

記

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する  
身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該  
当する場合

- 1 審査請求に係る処分をしようとするときに、函館市社会福祉審議会  
身体障害者福祉専門分科会審査部会の議を経て当該処分がなされた場  
合（身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条第1  
項の規定に基づき議を経た処分に係る審査請求を除く。）
- 2 裁決をしようとするときに、函館市社会福祉審議会身体障害者福祉  
専門分科会審査部会の議を経て裁決をしようとする場合